

リサイクルセンター整備運営事業

特定事業の選定

平成 22 年 6 月 9 日

一 宮 市

一宮市（以下「市」という。）は、リサイクルセンター整備運営事業（以下「本事業」という。）を民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）に準じて実施することとし、同法第5条の規定により実施方針を策定し、平成22年4月28日に公表したところである。

このたび、本事業を特定事業として選定したので、PFI法第8条の規定により、特定事業の選定にあたっての評価の結果を公表する。

1 事業内容に関する事項

(1) 事業名

リサイクルセンター整備運営事業

(2) 公共施設等の管理者等の名称

一宮市長 谷 一夫

(3) 事業の目的

一宮市では、2市1町の合併に伴い、これまでそれぞれ単独で行われていたごみの分別区分を見直した。さらに、ごみ処理施設を集約し、新たな統一ルールの下で循環型社会の形成を推進していくこととしている。このため、本事業は老朽化した粗大ごみ処理施設を更新し、循環型社会に対応したリサイクルセンター（以下「施設」という。）を整備し、運営・維持管理するものである。

市は、本事業において施設の整備、運営及び維持管理の業務を民間事業者に一括かつ長期的に実施させることにより、民間事業者の創意工夫が発揮され、財政負担の縮減及び公共サービスの水準の向上等が図られることを目的とする。

(4) 事業の内容

ア 事業方式

DBO方式

イ 事業期間

- ・整備期間：平成23年4月から平成26年3月（3年間）

ただし、リサイクルセンター本体については、平成25年3月までに試運転を終えて完成させることとする。

- ・運営期間：平成25年3月から平成40年3月（約15年間）

ウ 事業の対象となる業務範囲

- ・事業者が行う業務

①施設の設計

(ア) 施設の設計

(イ) その他関連業務（市の循環型社会形成推進交付金（以下「交付金」という。）、市債申請支援及び施設建設に伴う許認可申請支援等）

②施設の建設

(ア) 既存粗大ごみ処理施設の解体・撤去

(イ) 施設の建設（ストックヤードを含む）

(ウ) その他関連業務（建設企業等が行うべき近隣対応等）

③施設の運営・維持管理

- (ア) 廃棄物の受入業務（受付・計量を除く）
- (イ) 運転管理業務
- (ウ) 維持管理業務（施設の維持管理、点検・保守、その他一切の修理業務を含む。）
- (エ) 情報管理業務
- (オ) 環境管理業務
- (カ) 関連業務
- ・市が行う業務

①施設の設計・建設に関する業務

- (ア) 近隣対応（市が行うべきもの）
- (イ) 一般廃棄物処理施設の設置届出
- (ウ) 生活環境影響調査手続き
- (エ) 施設建設に伴う交付金申請手続き
- (オ) 施設建設に伴う各種許認可の申請・取得
- (カ) 建設工事監理
- (キ) その他これらを実施する上で必要な業務

②施設の運営・維持管理

- (ア) 廃棄物の収集運搬業務
- (イ) 廃棄物の受入業務（受付・計量）
- (ウ) 選別残渣の処分
- (エ) 資源化物の売却
- (オ) 展示室の運営、見学者への対応
- (カ) 外構・植栽管理
- (キ) 外構警備
- (ク) 用水・電気の提供及び排水処理
- (ケ) その他関連業務（市が行うべき近隣対応等）
- (コ) 契約管理（モニタリング）の実施
- (サ) その他これらを実施する上で必要な業務

エ 事業者の収入

①施設の整備に係る対価

市は、施設の整備に係る対価について、設計企業と建設企業による共同企業体等に支払う。支払いは、検査を経て速やかに行うものとする。

②委託料

市は、SPCが実施する施設の運営・維持管理業務に対する対価を、委託料として運営期間にわたってSPCに支払う。委託料は、物価変動があった場合、年1回協議する。また、委託料は、固定料金と変動料金（一般廃棄物等の処理量等に応じて変動）で構成されるものとする。

(5) 施設の概要

ア 計画地及び敷地面積

計画地：愛知県一宮市奥町字六丁山 52 番地

敷地面積：約 39,000 m²

イ リサイクルセンターの概要

①リサイクルセンター

- (ア) 粗大ごみ・不燃ごみ処理設備

市内から排出される不燃ごみ、粗大ごみを受入、破碎、磁選及びアルミ選別し資源化する。選別後の不燃残渣は埋立処分する。

・施設規模：5 t / 5 h（鉄くず1 tを含む。なお、鉄くずについては、破碎処理を原則とするが、必要としないものは、ストックヤードに保管する。）

(イ) 空き缶・金属処理設備

市内から発生する空き缶（スチール缶・アルミ缶）、金属類を受入れ、破袋・除袋し、処理不適物除去、磁選及びアルミ選別して資源化する。

・施設規模：9 t / 5 h

(ウ) 啓発関係諸室

リサイクルに関する情報を市民に提供するためのスペース（情報展示スペース等）

(エ) 管理居室

運転員・作業員が使用する居室等のスペース（運転員控室、作業員控室、会議室、便所等）

②ストックヤード

搬入された不燃ごみ・粗大ごみ等の一時保管、粗破碎の作業スペース、リサイクルセンターで選別された資源物・不燃残渣の屋内貯留バンクの貯留能力を超えた場合の一時保管場所として整備する。

ウ 解体施設の概要

①粗大ごみ処理施設

施設規模：回転式破碎機 50t/日、切断式破碎機 10t/日

竣工年度：S 63 年 3 月

方 式：破碎選別方式

建築面積：1,488.59 m²

延床面積：2,202.54 m²

階 数：地上：2 階

主要構造：鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）

基礎構造：杭基礎

2 市自らが実施する場合と P F I 事業等として実施する場合の評価

(1) 選定の方法

本事業を市自らが実施する場合に比較して、P F I 事業等として民間事業者が実施することにより、効果的かつ効率的に実施されると認められる場合に、本事業を特定事業として選定する。具体的には、以下の手順により評価を行う。

ア 市の財政負担見込額による定量的評価

イ P F I 事業等として実施することの定性的評価

ウ 事業者に移転するリスクの評価

エ 上記による総合的評価

(2) 市の財政負担見込額による定量的評価

ア 市の財政負担額算定の前提条件

本事業を市自らが実施する場合及び P F I 事業等として実施する場合の財政負担額の

算定に当たり、設定した主な前提条件は次の表のとおりとする。

なお、これらの前提条件は、市が独自に設定したものであり、実際の事業者の提案内容を制約するものではない。

事業費などの算出方法

項目	P S C の費用の項目	P F I - L C C の費用の項目	算出根拠
①利用者収入などの算出方法	—	—	・本事業において該当する収入はない。
②施設整備業務にかかる費用の算出方法	建設費 解体工事費 施工監理費	建設費 解体工事費 開業準備費	・P S C の費用はプラントメーカーの見積をもとに設定。 ・P F I - L C C の費用は市自らが実施する場合に比べ一定割合の縮減が実現するものとして設定。
③維持管理業務にかかる費用の算出方法	燃料費 薬剤費 人件費 点検補修費	燃料費 薬剤費 人件費 点検補修費 S P C 経費 事業者利益	・P S C の費用はプラントメーカーの見積をもとに設定。 ・P F I - L C C の費用は市自らが実施する場合に比べ一定割合の縮減が実現するものとして設定。
④資金調達にかかる費用の算出方法	交付金 県補助金 一般財源 市債	同左	・起債については、交付金、県補助金、対象外費用を控除した額に対して95%を充当する。償還期間15年(据置1年)、利率は起債の近年動向を踏まえて設定。
⑤その他の費用	—	施工監理費 モニタリング費	・P F I - L C C については、P F I 事業等以外で市の直接支出となる施工監理費、モニタリング費を計上。

V F M 検討の前提条件

項目	値	算出根拠
①割引率	4.0%	・国土交通省その他で広く一般に用いられている値を採用
②物価上昇率	—	・物価変動しない場合のV F M が算定対象
③リスク調整値	—	・公表に際しての十分なデータが収集できないことから、リスク移転については定性的効果として認識

イ 財政負担額の比較

前掲の前提条件に基づく財政負担を比較すると、以下のとおりである。ここでは、市自らが実施する場合の財政負担額を100とし、指標により比較を行う。

	財政負担の比較
市自らが実施する場合 (P S C)	100
P F I 事業等として実施する場合 (P F I - L C C)	98

(3) P F I 事業等として実施することの定性的評価

公共サービスの水準については、事業者が有する施設の整備と運営に関する能力を活かし、より高度なリサイクルが推進されるとともに、見学者対応、環境対策などについて、安定的かつ継続的なサービスを提供することが期待できる。

また、運営に要する費用については、15年間の運営期間を通して、毎年、一定額のサービス対価を支払うことにより、財政支出を平準化することが可能になる。

(4) 事業者に移転するリスクの評価

P F I 事業等として実施する場合は、市自らが実施する場合に市が負担するリスクの一部を事業者に移転して実施する。

これらの移転リスクは、事業者が、市よりも効果的かつ効率的に管理可能であるものを対象としており、事業者が有するリスクコントロール及びリスクヘッジのノウハウを活かすことで、顕在化の抑制、顕在時被害額の抑制が期待できる。

(5) 総合的評価

本事業は、P F I 事業等として実施することにより、市が直接実施する場合に比べ、事業期間全体を通じた市の財政負担額について、約2%の縮減を期待することができるとともに、公共サービスの水準の向上、効果的かつ効率的なリスク負担も期待することができる。

したがって、本事業をP F I 事業等として実施することが適当であると認められるため、P F I 法第6条に基づく特定事業として選定する。

一宮市環境部施設管理課事務局

〒491-0201

愛知県一宮市奥町字六丁山 52 番地

一宮市環境部施設管理課（環境センター内3階）

電話番号：(0586) 45-7004

FAX : (0586) 45-0923

E-mail : skanri@city.ichinomiya.lg.jp